

仁木町地域福祉計画

一人ひとりがみんなのために

支え合う心

温かい心

優しい心



仁 木 町

平成16年3月

町民憲章

わたしたちは、母なる余市川のほとり、くだものかおり稲穂垂れる恵の大地に生きる仁木の町民です。

わたしたちは、きびしい北方の風土の中に生きぬいた先人の開拓精神をうけつぎ、明るく豊かな町をつくるため、この憲章を定め実践します。

- 1．つよいところと、丈夫なからだをつくり、はつらつとした町にします。
- 1．いつも笑顔をかわし、きまりを守る町にします。
- 1．しごとに誇りをもってはたらき、楽しい家庭、たくましく伸びゆく町にします。
- 1．すすんで学び、知性ゆたかな文化のかおりたかい町にします。
- 1．おもいやりの心をこめて、たがいに助け合い、はげまし合うあたたかい町にします。
- 1．おとしよりを敬い、若人の夢をはぐくむ希望の町にします。
- 1．いつもまわりを美しく、自然を大切にす町にします。

(昭和54年6月17日制定)

はじめに

これまでの社会福祉は、行政から地域住民への給付を主体として、高齢者や障害者・子育てに関する事など、それぞれの問題を解決するための目標などをまとめた個別の計画により、福祉の向上と増進が図られてきました。

しかし、これからは、少子高齢社会の到来や深刻な経済不況のなかで、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での、多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組むことが重要となります。

住み慣れたまちで、みんなが安心して暮らせる地域社会は、自助（自分自身の力で問題を解決する）だけでも、公助（行政の力で問題を解決する）だけでも実現できません。家族や地域のつながりを見直し、互いに支え合い、助け合う共助（住民相互が助け合う、または個人の力と行政の力をあわせて、問題を解決する）の「心」が大切となります。

このため、町では、みんなに温かく、優しい、共に支え、共に生きる「福祉コミュニティづくり」をめざして「仁木町地域福祉計画」一人ひとりがみんなのために を策定いたしました。

この計画の趣旨をご理解いただき、住民や商店街、民間会社や社会福祉施設そして行政など、町内の全ての方々の協働により、地域福祉の推進が積極的に取り組まれることを期待いたします。

終わりに、計画の策定に当たりご尽力を賜りました策定委員会委員をはじめ、ご意見をいただいた町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成16年3月

仁木町長 三浦敏幸

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 . 計画策定の趣旨.....	1
2 . 計画策定の目的.....	1
3 . 計画の位置づけ.....	2
4 . 計画期間.....	2

第2章 地域福祉をとりまく現状と課題

・現状	5
1 . 仁木町の概要.....	5
2 . 人口構造.....	6
3 . 社会福祉法の改正.....	1 2
・課題.....	1 4
1 . 地域福祉を推進するにあたっての課題.....	1 4

第3章 計画の理念と目標

1 . 基本理念.....	1 7
2 . 計画目標.....	1 8
3 . 地域福祉施策の体系 - 3つの柱.....	1 9

第4章 地域福祉の推進

・支え合う心 - 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

1 . 住民参加による支え合い活動の推進.....	2 3
2 . ボランティア活動の促進.....	2 8

・温かい心 - 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

1 . 福祉サービスの総合的利用体制の確立.....	3 1
2 . 福祉サービス利用への支援.....	3 5

・優しい心 - 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

- 1 . 地域活動参加への環境の整備..... 3 9
- 2 . 福祉活動者の育成..... 4 1

第5章 計画の推進に向けて

- 1 . 計画の推進体制..... 4 5
- 2 . 計画の検証..... 4 6

資料編

- ・ 仁木町地域福祉計画策定の流れ..... 4 9**
 - 1 . 仁木町地域福祉計画策定委員会委員名簿..... 4 9
 - 2 . 会議日程..... 5 0
 - 3 . 仁木町地域福祉計画策定委員会設置要綱..... 5 1
- ・ 福祉コミュニティ講演会..... 5 3**
- ・ 福祉コミュニティ座談会..... 5 4**
- ・ 地域福祉計画づくりアンケート調査の概要..... 5 6**

第1章

計画策定にあたって

1．計画策定の趣旨

これまでの社会福祉は、行政から限られた社会的弱者への給付（支援・援助）が主体でありましたが、これからは、価値観の複雑化、多様化により住み慣れた地域でさまざまな生活課題に対し、地域全体で支え合うことがこれまで以上に求められています。

平成12年には、介護保険制度など利用者自らが福祉サービスを選択できる仕組みを基本とする、利用者本位の社会福祉制度確立のため社会福祉法が改正され、地域福祉の推進が位置づけられました。

多様な生活課題に目を向け、行政ばかりでなく事業者、活動者などが協働のもとでそれぞれの特性を理解しながら、自発的積極的に取り組み、地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムづくりをし、誰もが地域社会への参加と参画をし、「共に支え、共に生きる福祉社会」をめざした地域福祉計画を策定します。

2．計画策定の目的

住民一人ひとりが、生活の拠点である住み慣れた地域で、家族や隣近所との温かいきずなを保ちながら、地域みんなが優しいつながりを持ち、共に支え合うことによって、安心した生活が送れることが重要です。

この計画は、地域の住民がお互いに支援しあい、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することにより「住民参加」、「地域住民相互の連帯」、「男女共同参画」、「それぞれの地域にあった福祉文化を育む」ことができる“安心して暮らせるぬくもりのある福祉社会”を実現することを目的とします。

3. 計画の位置づけ

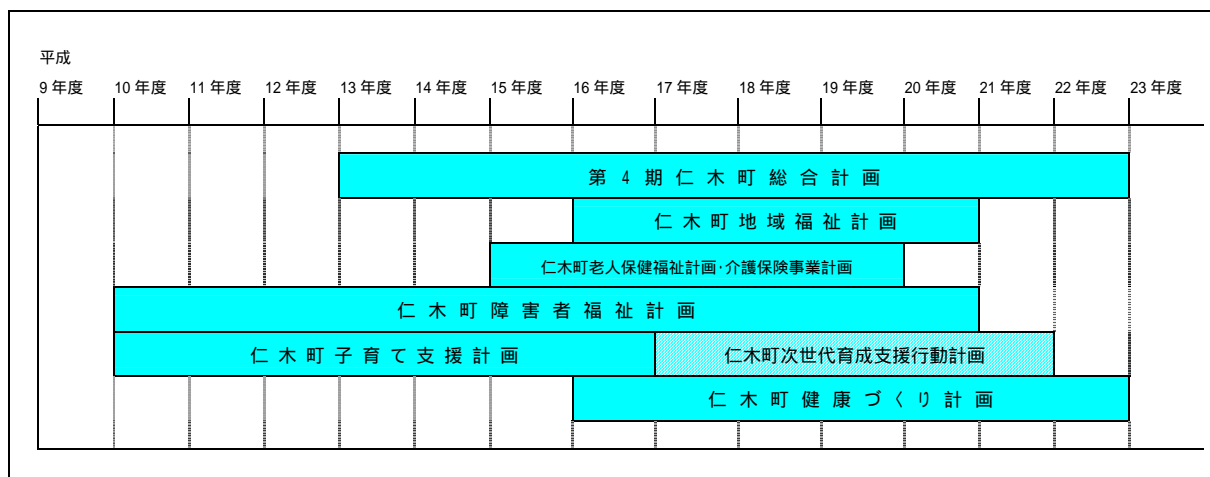
この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、第4期仁木町総合計画における地域福祉分野の基本構想に即しながら、策定済みの老人保健法、老人福祉法及び介護保険法に基づき定めた「仁木町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、障害のある方の基本的施策と具体的施策をまとめた「仁木町障害者福祉計画」、健やかな子どもの育成のため、それぞれの役割と連携をまとめた「仁木町子育て支援計画」、地域の実情に応じた健康づくり推進のための「仁木町健康づくり計画」との整合性と連携を図りながら、この計画によって地域福祉を推進していきます。


また、仁木町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とは、相互に連携していきます。

4. 計画期間


計画期間は、平成16年度(2004年度)から平成20年度(2008年度)までの5年間とします。

なお、社会状況などの変化により、必要に応じて見直しを検討するものとします。





第2章



地域福祉をとりまく現状と課題

現 状

1. 仁木町の概要

私たちの町仁木町は、後志管内北部に位置し、明治12年徳島県人仁木竹吉氏の率いる移民117戸360余名により開拓されました。

東西を山岳に囲まれ、その中央を約2.5kmにわたり余市川が北流しており、平坦部はこの余市川に沿って帯状に形成されています。

小樽市・札幌市の道央圏に近接し、気候は温暖多湿で柑橘類を除いてはほとんどの作物栽培が可能な気象条件にあり、果樹園芸を主とする仁木地区、水稻・そ菜栽培を主とする大江地区、銀山地区に分かれ、それぞれの特色を持った地域形成となっています。

人口は、平成16年1月末現在（住民基本台帳）4,100人とピーク時の半数以下に減少し、少子高齢化が進んでいます。

また、それぞれの地区には、児童福祉施設、児童養護施設、老人福祉施設、知的障害者施設などがあり、地域住民との交流に努めています。

・地区区分図

〔仁木地区〕

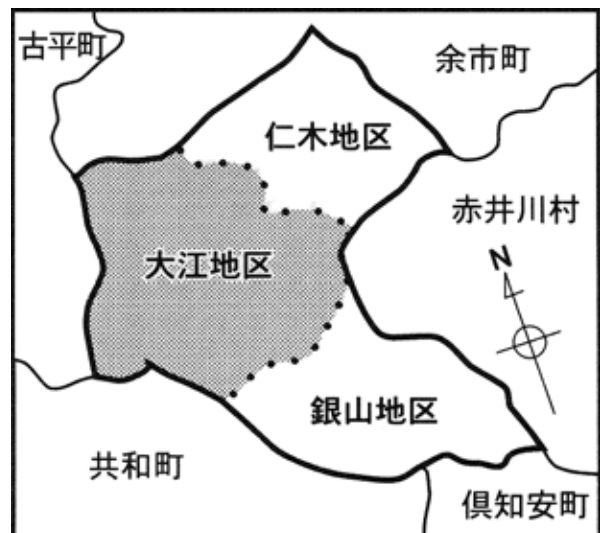
東町、西町、南町、
北町、旭台、砥の川

〔大江地区〕

然別、大江

〔銀山地区〕

銀山、長沢、尾根内



2. 人口構造

(1) 少子高齢化の進行

仁木町の人口は、国勢調査における昭和35年の8,326人をピークに、平成12年には4,111人と半数以下に減少しています。

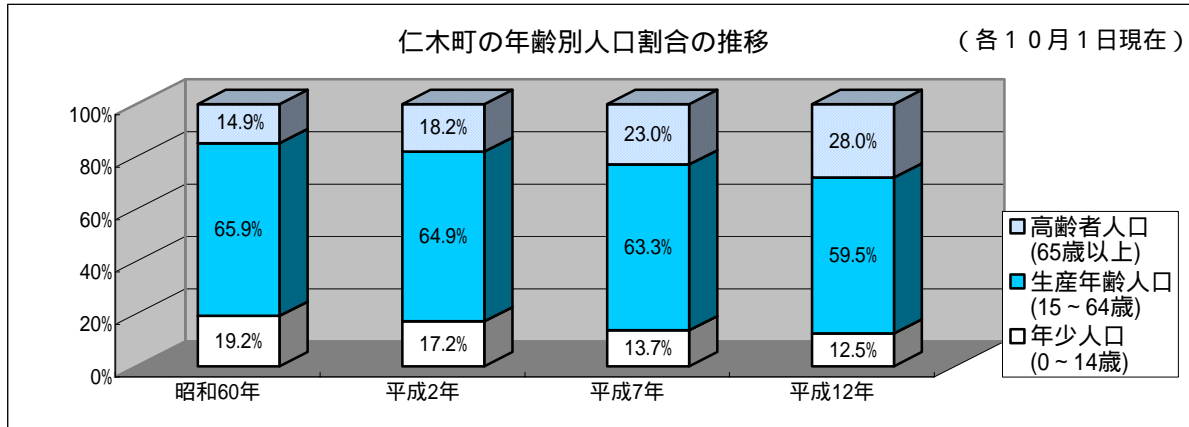
年齢別に見ると、0歳から14歳までの年少人口は、昭和60年には954人で、全体の19.2%、約5分の1を占めていましたが、平成12年には513人で、全体の12.5%となり、少子化の傾向が顕著にあらわれています。

逆に、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年には736人で、全体の14.9%、約6分の1でしたが、平成12年には1,153人と、全体の28%を占めて、昭和60年と比べると約2倍近くに増加しています。

(各10月1日現在)

年	総人口	年少人口(0~14歳)		高齢者人口(65歳以上)	
昭和60年	4,959人	954人	19.2%	736人	14.9%
平成2年	4,595人	791人	17.2%	836人	18.2%
平成7年	4,293人	587人	13.7%	991人	23.0%
平成12年	4,111人	513人	12.5%	1,153人	28.0%

資料：国勢調査



(2) 町内会加入状況

仁木町には、39の町内会があり、ほとんどの住民(世帯)が町内会に加入(未加入、8世帯)していますが、町内会行事や活動へ参加する世帯が減少しており、連携・連帯への意識の希薄化が問われています。

(平成16年1月末現在)

番号	町内会名	班数	世帯数	番号	町内会名	班数	世帯数
1	北町協和	4	47	21	南町桜台	3	9
2	東町稲園	5	37	22	南町西平内	1	7
3	北町日の出	4	33	23	旭台	5	24
4	北町中央第1	6	85	24	砥の川	2	20
5	北町中央第2	6	84	25	然別	5	78
6	北町中央第3	7	61	26	大江第1	2	19
7	北町中央第4	4	64	27	大江更進	2	12
8	北町中央第5	3	29	28	大江第2	5	38
9	北町銀座	3	38	29	大江中央	2	23
10	北町ふれあい39	6	39	30	大江第3	3	20
11	北町コスモス30	4	30	31	銀山第2	3	11
12	東町金光	5	40	32	銀山第1	2	17
13	東町瑞穂	5	59	33	銀山中央	3	14
14	東町緑	2	9	34	銀山稲穂	4	35
15	西町表通	6	98	35	銀山共栄	10	100
16	西町若松	6	48	36	銀山第3	5	38
17	南町東睦	4	31	37	長沢南	4	25
18	南町種川	2	14	38	尾根内第2	4	19
19	西町西部	2	25	39	尾根内第1	4	27
20	西町民生	2	15	未加入			8
合 計						155	1,430

(注) 各種福祉施設利用者(長寿園50世帯、大江学園50世帯、銀山学園140世帯、櫻ヶ丘学園1世帯、合計241世帯)については含みません。資料:総務課

(3) 世帯構成及び就業形態人口

全国的な核家族化傾向と同様に、平成2年には824世帯(59.5%)の核家族世帯でしたが、平成12年には857世帯(59.4%)と増加しています。

三世帯世帯は平成2年には244世帯(17.6%)でしたが、平成12年には154世帯(10.7%)と減っています。逆に、その他の世帯は22.9%から29.9%と増加しています。

就業形態別人口の内訳としては、第1次産業は、平成2年には1,266人(52.3%)でしたが、平成12年には、1,048人(48.2%)と減少しています。逆に第3次産業は875人(36.1%)から905人(41.7%)と増加し、本町の主要産業である第1次産業(農業)の就業者が減っています。

世帯構成

(各10月1日現在)

	2年		7年		12年	
	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合
核家族世帯	824世帯	59.5	821世帯	58.1	857世帯	59.4
三世帯世帯	244世帯	17.6	193世帯	13.6	154世帯	10.7
その他の世帯	316世帯	22.9	400世帯	28.3	430世帯	29.9
計	1,384世帯	100%	1,414世帯	100%	1,441世帯	100%

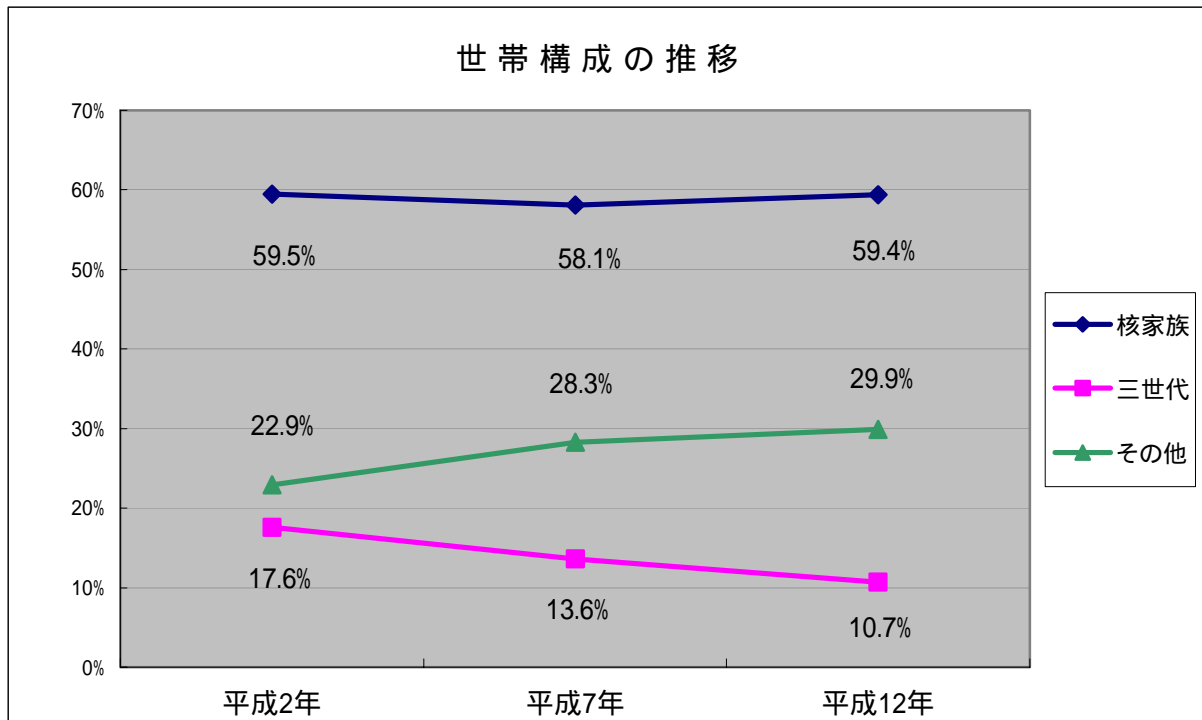
資料：国勢調査

就業形態人口

(各10月1日現在)

	2年		7年		12年	
	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合
第1次産業	1,266人	52.3%	1,149人	49.3%	1,048人	48.2%
第2次産業	280人	11.6%	277人	11.9%	218人	10.1%
第3次産業	875人	36.1%	906人	38.8%	905人	41.7%
計	2,421人	100%	2,332人	100%	2,171人	100%

資料：国勢調査



(注) 核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみで構成されている世帯をいいます。

三世代世帯：親、子、孫で構成されている世帯をいいます。

その他の世帯：核家族世帯、三世代世帯以外の世帯をいいます。

第1次産業：人間が自然に働きかけて営む産業（農業・牧畜業・林業・水産業・狩猟業など）

第2次産業：第1次産業の生産物の加工を営む産業（製造業・建設業など）

第3次産業：商業・金融業・運輸通信業・サービス業・自由業など

(4) 障害者数の推移

身体障害者(児)手帳交付者数は、平成10年度には400人でしたが、平成14年度は442人と増加しています。

療育手帳交付者数は、平成10年度には43人、平成14年度は44人と、あまり変動はありません。(表1)

平成15年度からは、障害者への福祉サービスが、措置制度から利用制度(支援費制度)へと変わっています。町内における施設サービス利用者・居宅サービス利用者数等は、次のとおりです。(表2)

表1 身体障害者(児)手帳・療育手帳交付者数の推移 (各3月31日現在)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
身体障害者手帳	400人	412人	399人	409人	442人
療育手帳	43人	45人	45人	47人	44人

資料：社会福祉概要

(注)療育手帳：児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された方に交付されます。

表2 施設サービス利用者・居宅サービス利用者数 (平成15年4月1日現在)

	施設サービス利用者		居宅サービス(グループホーム)利用者	町支援費対象者	適 用
銀 山 学 園	入 所	140人	0人	4人	知的障害者更生施設
	通 所	0人	0人	0人	知的障害者更生施設 通所部
大 江 学 園	入 所	50人	0人	3人	知的障害者更生施設
	通 所	11人	0人	8人	知的障害者更生施設 通所部
陽 だ ま り	20人		(12)人	6人	知的障害者通所授産 施設
計	221人		(12)人	21人	

なお、この他9人の方が社会自立をして町内で働いています。[()内は重複利用者]

資料：後志報恩会

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移 (各3月31日現在)

	14年度	15年度
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1人	5人

資料：保健福祉課

(5) 人口推計

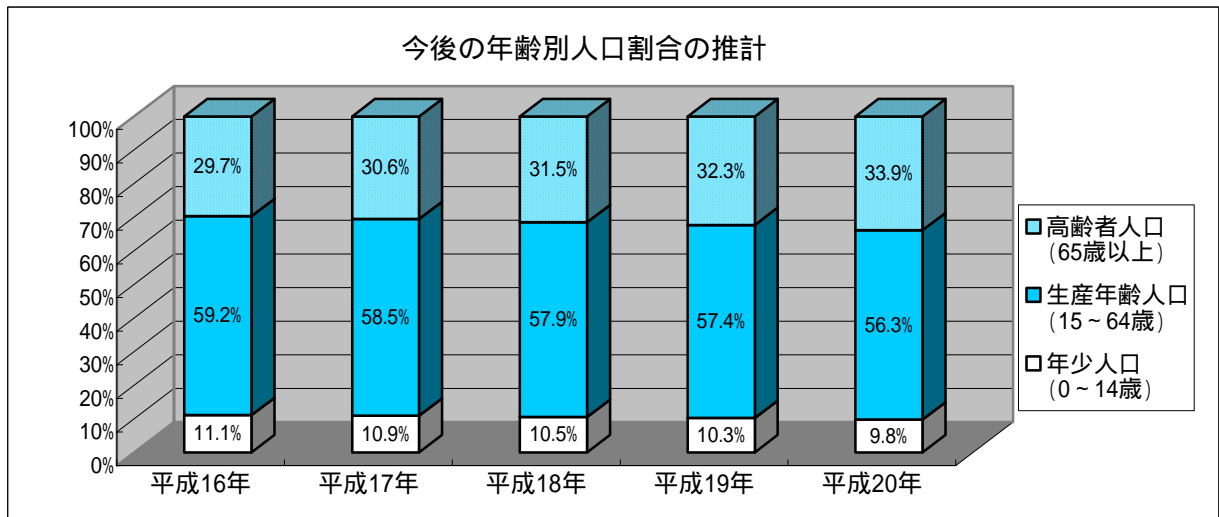
平成16年から平成20年までの人口を、過去5年間の住民基本台帳を基に推計したところ、総人口は年々減少することが予測されます。

年齢別に見ると、0歳から14歳までの年少人口は年々減少し、平成20年には369人で全体の9.8%となります。

逆に、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成20年には1,277人で33.9%となります。

このため、子育て支援、高齢者支援などの各種施策を積極的に取り組む必要があります。

年	総人口	年少(0~14歳)		高齢(65歳以上)	
平成16年	4,118人	457人	11.1%	1,223人	29.7%
平成17年	4,014人	437人	10.9%	1,228人	30.6%
平成18年	3,935人	413人	10.5%	1,239人	31.5%
平成19年	3,836人	395人	10.3%	1,239人	32.3%
平成20年	3,766人	369人	9.8%	1,277人	33.9%



(コーホート変化率法による)

(注) コーホート変化率法：各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいいます。

3 . 社会福祉法の改正

私たちの生活水準や家族形態の変化、少子高齢化の加速に伴う社会環境の変化により、福祉に対する意識は大きく変化してきました。

これまでの福祉は、限られた人たちの保護や救済が中心でしたが、これからは、利用者が提供者と対等な関係に立ってサービスを選択する利用制度へと大きく変わることとなりました。こうした社会福祉の基礎構造改革を踏まえて、平成12年6月社会福祉事業法が改正され、名称も社会福祉法と変わり施行されました。

改正社会福祉法では、これからの社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定めています。

また、地域福祉を推進することの目的は、地域住民にあらゆる分野の活動に参加する機会を与えることとしています。

さらに、地域福祉推進のために市町村において策定する地域福祉計画には、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を掲げることとしています。

社会福祉法の抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

・ 課 題

1 . 地域福祉を推進するにあたっての課題

(1) 住民の参加

身近なつながりを作ること（コミュニケーションの形成）から徐々に活動の輪を広げ、福祉に関連するさまざまな生活課題を解決していくためには、互いの価値観を認め合いながら共に支え合う意識を持ち、地域福祉を地域住民により推進していく体制を構築することが重要となっています。

(2) 利用者本位

これまでの、行政主導の措置制度から、住民（利用者）が自分に必要なサービスを自らが選択し、契約できる利用制度へと移行したことにより、住民が適切で質の高いサービスを利用できる相談体制、利用者本位のサービス提供体制の確立が必要になっています。

(3) 環境の整備

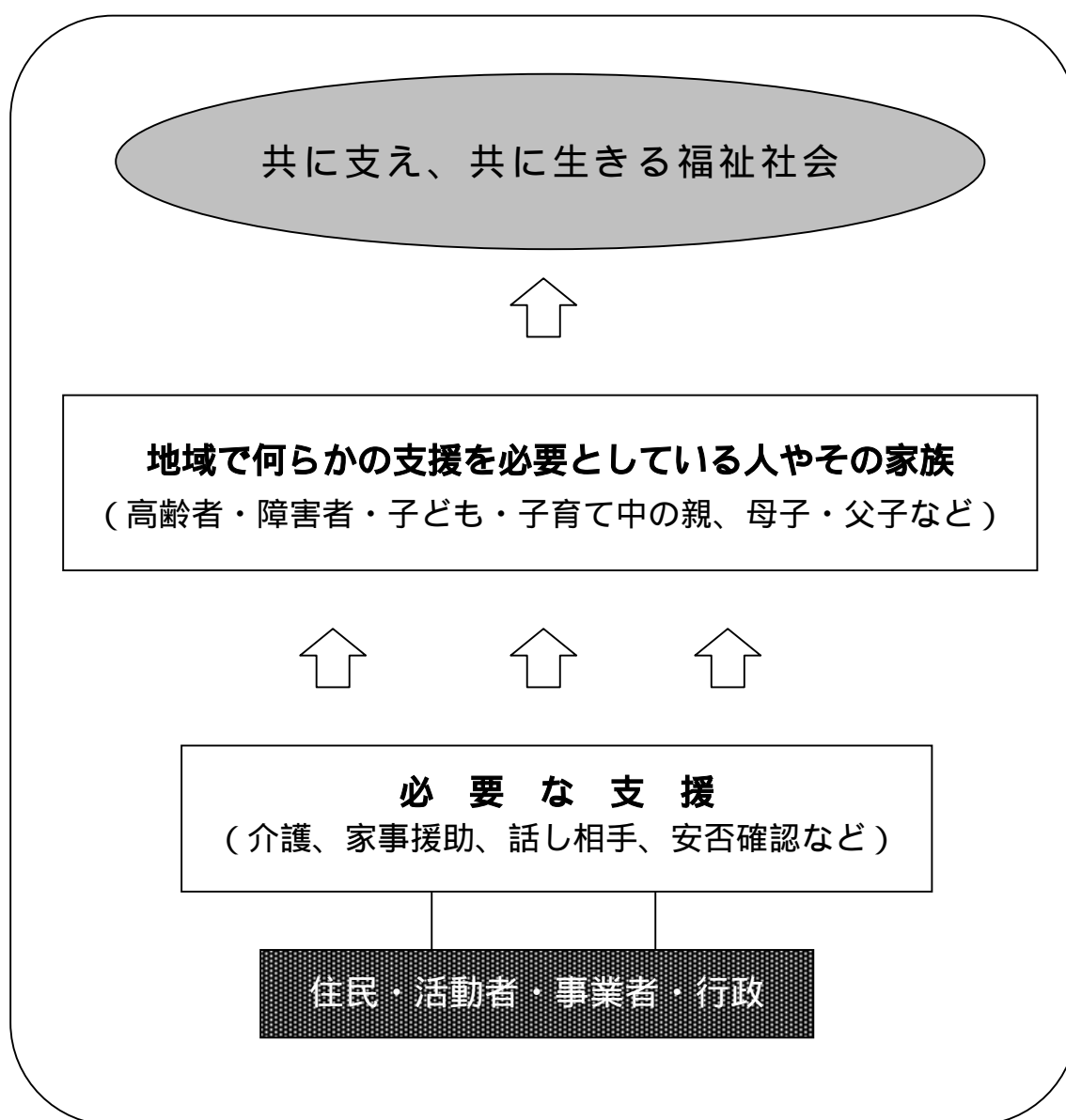
全ての人々が地域において、自由に社会参加が可能となるよう、支障となるさまざまな障害を取り除き、安心して自立した日常生活を送りながら、自らの力を最大限に発揮し、さまざまな活動に自由に参加できる環境の整備が必要となっています。

第3章

計画の理念と目標

1. 基本理念

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も全ての人々が地域において、いきいきと自立した安心のある生活が送れるよう地域住民の参加による共に支え、共に生きる福祉社会（福祉コミュニティづくり）を実現することを基本理念とします。



2. 計画目標

共に支え、共に生きる福祉社会（福祉コミュニティづくり）実現のため、「支え合う心」「温かい心」「優しい心」を、計画の3つの柱とします。

. 支え合う心...地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

住民自らが幅広い活動へ参加し、地域の生活課題を自ら発見し、解決する気運を引き出すことをめざします。

. 温かい心...地域における福祉サービスの適切な利用の推進

制度や種別をこえた総合的な情報提供、相談体制の整備を進め、地域の生活課題や要支援者の適切なサービスの手助けができる仕組みづくりをめざします。

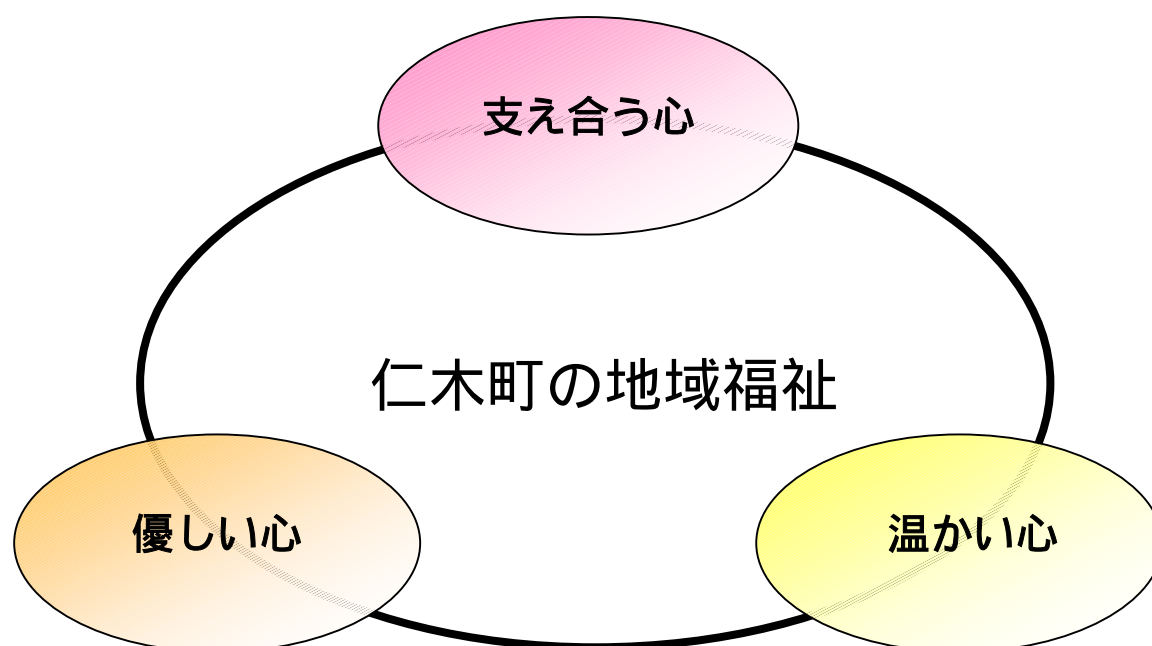
. 優しい心...地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

地域住民の多様なニーズにサービスを結びつけることが可能となるよう、保健・福祉・医療の連携により総合的に利用できる仕組みづくりをめざします。

3 . 地域福祉施策の体系 3つの柱

目 標	施 策	展開方向
. 支え合う心 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進	1 . 住民参加による支え合い活動の推進	(1) 地域活動体制の整備 (2) 地域福祉のネットワーク化
	2 . ボランティア活動の促進	(1) 体制の整備と育成
. 温かい心 地域における福祉サービスの適切な利用の推進	1 . 福祉サービスの総合的利用体制の確立	(1) ニーズの把握と相談体制の充実 (2) 保健・福祉・医療など関係機関の充実
	2 . 福祉サービス利用への支援	(1) サービス利用のための情報提供 (2) サービスの利用援助の推進
. 優しい心 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達	1 . 地域活動参加への環境の整備	(1) 生活環境の整備
	2 . 福祉活動者の育成	(1) 人材の育成と研修の充実

地域福祉施策のイメージ



第4章

地域福祉の推進

・ 支え合う心

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

・ 温かい心

地域における福祉サービスの適切な利用の推進

・ 優しい心

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

I. 支え合う心

地域福祉に関する活動への 住民の参加の促進

住民の地域福祉に関する活動に向けて、「支え合う心」を基本に、次の施策を推進します。

目 標	施 策	展開方向
. 支え合う心 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進	1. 住民参加による支え合い活動の推進	(1) 地域活動体制の整備 (2) 地域福祉のネットワーク化
	2. ボランティア活動の促進	(1) 体制の整備と育成

1. 住民参加による支え合い活動の推進

現状と課題

地域で安心して充実した生活を送るには、住民一人ひとりがさまざまな関わりを持ち、思いやりの心を持って、支え合うことが必要です。また、互いの価値観の違いを認めると共に、地域における多様な生活課題にきめ細やかに対処していくため、地域内で問題を発見し、解決していく仕組みづくりが求められています。

また、町内には数多くの団体があり、それぞれ独自の目的を持って活動していますが、団体間のつながりは、地域によって異なっているのが実情です。

地域福祉の観点からは、これらの活動が統合されることが望ましく、社会福祉施設、医療機関、郵便局、警察などがネットワークを結び地域の身近なニーズを解決する仕組みづくりが必要です。

展開の方向

幅広い住民参加による、一人暮らし高齢者の見守り、子育ての手助けなどの支え合い活動を推進していきます。

(1) 地域活動体制の整備

住民参加による地域福祉社会の実現に向け、地域における支え合い活動を推進します。

地域活動への支援

地域活動の基本である声かけからはじめ、「見守り」「助け合い」「安否確認」といった支え合い活動の推進体制づくりのため、隣近所の小範囲から実施し、町内会・民生児童委員と連携を取り合える体制づくりを支援します。

福祉区の設定

地域における支え合い、心のつながりによる体制づくりのため、民生児童委員担当区域を単位とした福祉区を設定し、町内会と各民生児童委員との連携による各地域の実情に応じた活動を推進します。

活動メニューの提供

各福祉区の実践的な取り組み事例などを集積し、各地区の活動に対応した活動メニューを提供し、活動の活性化に向けた支援を実施します。

(2) 地域福祉のネットワーク化

各種団体がそれぞれの特殊性を生かしながら相互に連携し、地域で自立的に問題を解決する仕組みづくりを支援します。

社会福祉施設、医療機関などの社会資源に対し、見守りなどの地域の支え合い活動との連携を働きかけます。

ネットワークづくりの推進

福祉区相互の連携を強化し、それぞれの福祉区の問題意識に対応したネットワークづくりを社会福祉協議会と連携しながら推進します。

自発的な支え合いの促進

地域における身近な問題を解決し、安心して暮らすことができるよう、地域住民による自発的な支え合いを促進します。

リーダーの育成

社会福祉協議会と連携を図りながら、活動者の資質向上へのニーズを的確に把握し、活動の核となるリーダーの育成を図ります。

2. ボランティア活動の促進

現状と課題

住民の間では、社会貢献活動への意欲も高まって来ていることから、地域のさまざまな活動に結びつけていくためには、興味、関心、必要性を感じていることからはじめられる「場」や「機会」を設け、常に感謝の心を持つことが必要です。

また、活動を推進するため補償の裏付けも必要です。

展開の方向

ボランティア団体や地域・個人のボランティアが活動しやすい環境を整備し、自主的な地域福祉活動が広がるよう、さまざまな支援を行います。

(1) 体制の整備と育成

より多くの住民に、それぞれの興味や関心に応じた活動に結びつくことが可能となる体制づくりができるよう支援します。

ボランティア活動の推進

広報誌、回覧板、インターネットなどを活用し、ボランティア活動の普及・啓発に努め、活動に結びつくような体制づくりを推進します。

地域福祉活動への参加の拡大

活動へのきっかけづくりとなる体験事業を推進し、自分にあった活動を選択し、地域における福祉活動の担い手として参加できる機会を充実します。

支え合いの意識の啓発

次代を担う青少年にさまざまな体験を通じて、他人を思いやり支え合おうとする意識の啓発に努めます。

ボランティア登録、需給調整の推進

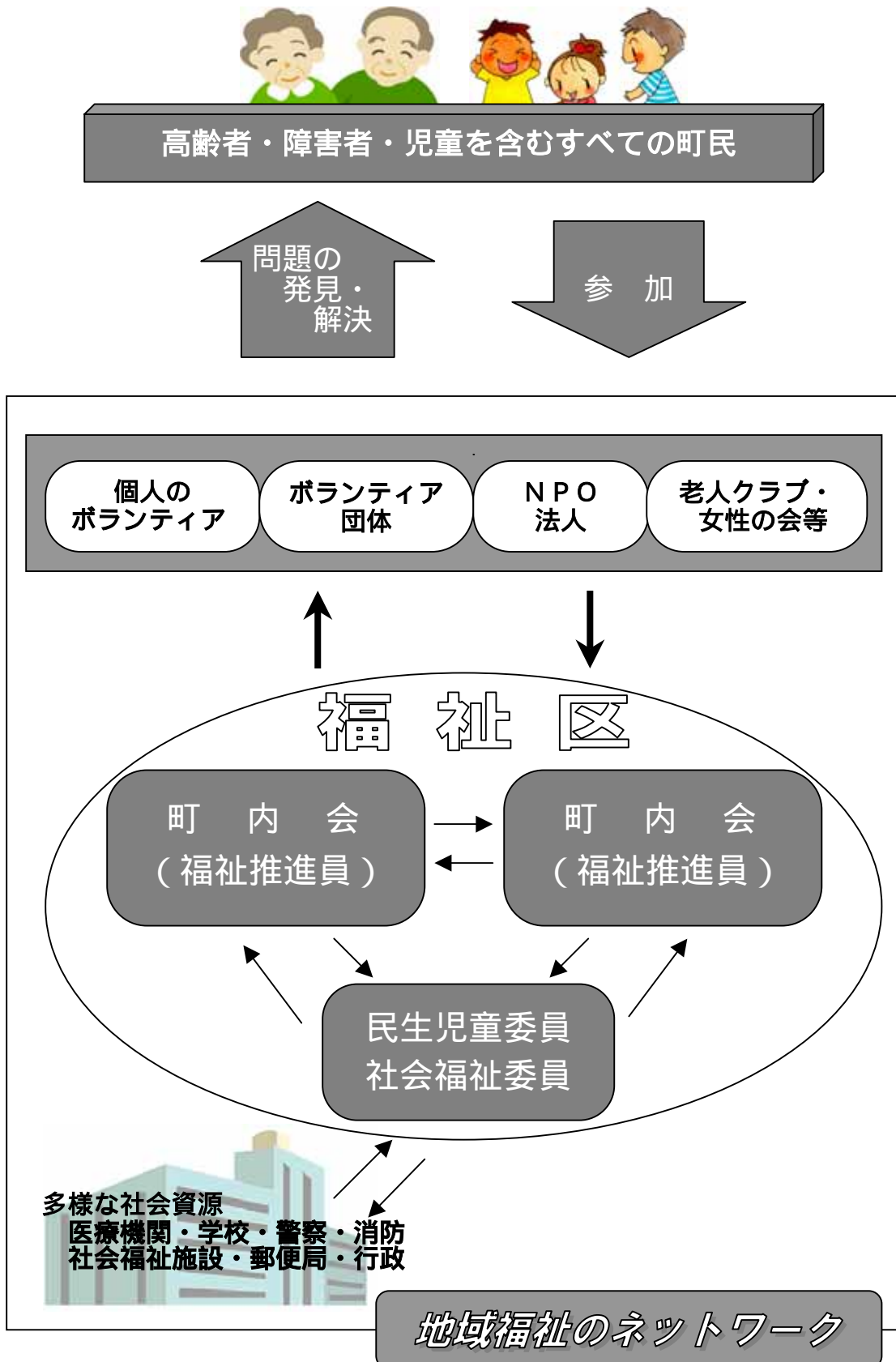
ボランティア活動に意欲のある住民・団体などのボランティア登録を促進し、ボランティア登録者と利用者の需給調整を進め、利用者の必要に応じて、ガイドヘルパー、NPO法人などが行う有償の活動の情報提供を進めます。

また、活動時に遭遇する事故に備え、ボランティア保険への加入など補償の裏付けにも努めます。

ボランティアリーダーの育成

社会福祉協議会と連携を図りながら活動者の資質向上へのニーズを的確に把握し、ボランティアに関する研修の実施など活動の核となるリーダーの育成を図ります。

地域(住民参加)における支え合いの仕組み



仁木町民生児童委員（社会福祉委員）名簿

任期：平成13年12月1日～平成16年11月30日

氏名	担当地区（町内会名）
笠井眞澄	北町協和・東町稲園
今野和江	北町日の出・北町中央第1 北町中央第2・北町ふれあい39
中西澄子	北町中央第3・北町中央第4 北町中央第5・北町銀座
林伸一	北町コスモス30・東町金光 東町瑞穂・東町緑
野村八重	西町表通・西町若松・旭台
岩田駿二	南町東睦・南町種川・西町西部 西町民生・南町桜台・砥の川
渡信子	然別
岩本守	南町西平内・大江第1・大江更進
河井猛	大江第2・大江中央・大江第3
宮本富子	銀山第2・銀山第1・銀山中央 銀山稲穂
芳岡廣	銀山共栄・銀山第3
清水重正	長沢南
谷口榮司	尾根内第2・尾根内第1
毛内由紀子 （主任児童委員）	仁木地区・然別地区
菅敦 （主任児童委員）	大江地区・銀山地区

（平成16年1月27日現在）

Ⅱ. 温かい心

地域における福祉サービスの 適切な利用の推進

地域における適切な福祉サービスの利用に向けて、「温かい心」を基本に、次の施策を推進します。

目 標	施 策	展開方向
・ 温かい心 地域における福祉サービスの適切な利用の推進	1. 福祉サービスの総合的利用体制の確立	(1) ニーズの把握と相談体制の充実 (2) 保健・福祉・医療など関係機関の充実
	2. 福祉サービス利用への支援	(1) サービス利用のための情報提供 (2) サービスの利用援助の推進

1. 福祉サービスの総合的利用体制の確立

現状と課題

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も全ての人々が住み慣れた地域で、安心して充実した生活を送るためには、一人ひとりが身近なところで福祉に関する相談ができ、それらの相談を保健・福祉・医療が連携し、サービスを調整する仕組みづくりが重要となります。

サービスの利用に結びつきにくいひきこもりや孤立などの事案を発見し、適切な窓口へ結びつけることも必要となります。

また、住民それぞれの年代によって健康・育児・介護など悩みや不安、相談相手も血縁・友人・知人・施設（役場・病院・福祉施設等）と違うことから、さまざまな場面で、各分野の連携による対応が求められています。

展開の方向

住民の福祉ニーズが身近な地域で把握され、適切なサービスに結びつく仕組みづくりを進めていきます。

また、住民が、地域で自立した生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療の関係機関と連携し、さまざまなサービスを効果的に利用できる体制の確立をめざします。

(1) ニーズの把握と相談体制の充実

地域における多様な福祉ニーズを把握するために、住民が身近なところで相談しやすい体制の整備に努めます。

専門的な相談が必要な場合には、解決に向けて、適切な窓口に結びつけます。

福祉ニーズの把握

民生児童委員や町内会などが連携しながら、地域のニーズを把握し、子育てについての悩みを抱えている人、ひきこもりの人、一人暮らしの高齢者など要支援者の発見に努め、専門的な相談が必要な場合には、問題解決に向けて適切な窓口に結びつけます。

相談体制の充実

高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児などそれぞれが抱えている悩みや相談に、保健師、社会福祉担当職員などが専門的な立場でこれまで以上の支援を行います。

専門的な相談体制の充実

地域で把握されたニーズに対応するため、専門的な相談体制の充実に努めます。

在宅介護支援センターの機能の充実

在宅の援護を必要とする高齢者若しくは援護が必要となるおそれのある高齢者並びにその家族及び親族の福祉の向上を図るため、被援護者の心身の状況把握及び高齢者宅の訪問等、総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービス等が総合的に受けられるよう、在宅介護支援センター機能の充実に努めます。

(2) 保健・福祉・医療など関係機関の充実

多種多様なニーズに対応するため、保健・福祉・医療その他の生活課題に対して適切に提供できる仕組みを作ります。

ケアマネジメント体制の構築

支援を必要とする一人ひとりに対して、保健・福祉・医療サービスと、制度や仕組みでは補えないボランティア活動などを組み合わせ、何が大事か、いつ必要なのかを見極め、在宅での生活全般を支援できるようケアマネジメント体制の構築を図ります。

サービス提供体制の整備

介護予防や生活支援を提供している関係機関・団体等が連携し、機関間ネットワークを構築し、個々のニーズに見合う最も適切なサービスの提供ができるように、体制の整備を進めます。

子育て支援体制の推進

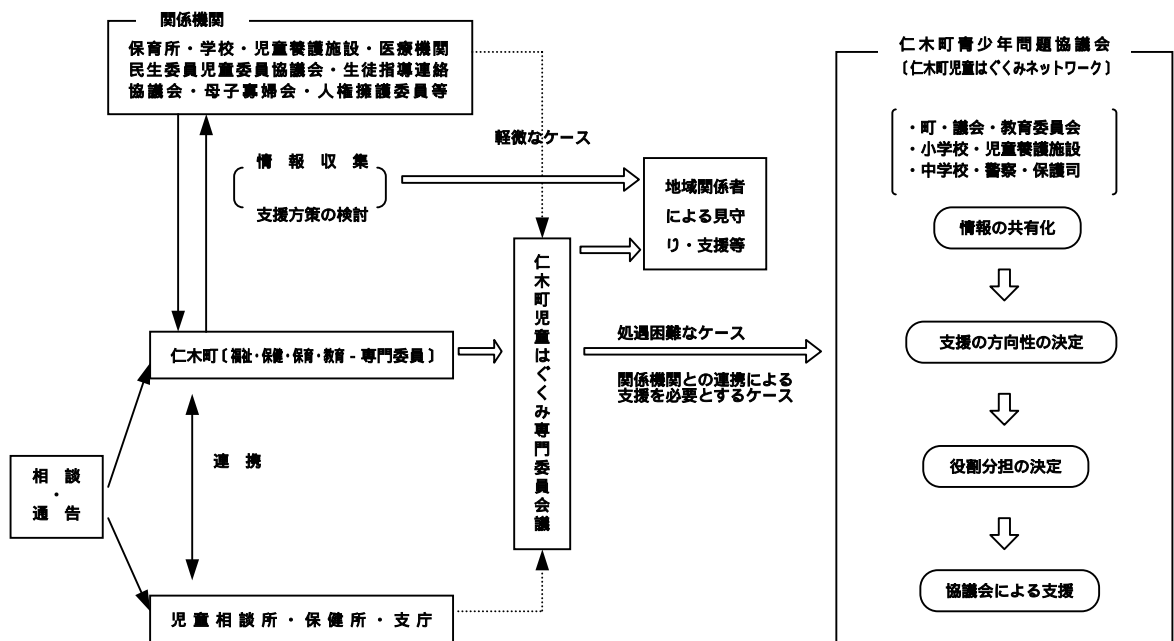
地域のさまざまな関係者や行政機関・児童福祉施設など子育て支援に関わる関係者の連携を一層深め、地域での子育てを支える仕組みづくりに努めます。

児童虐待予防・防止体制の推進

児童や家庭を取り巻く環境などの変化に伴い、児童虐待に関する問題が深刻化しています。

児童虐待の発生予防、早期発見、被害を受けた児童の適切な保護など「仁木町青少年問題協議会」との連携により、「仁木町児童はぐくみネットワーク」において、予防・防止の強化に努めます。

仁木町児童はぐくみネットワーク〔児童虐待防止〕対応フローチャート図



〔児童虐待-身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト〕

2. 福祉サービス利用への支援

現状と課題

これまでの福祉は、限られた人たちの保護と救済が中心でしたが、これからは契約による利用制度への移行により、自らがサービスを選択することになります。

そのためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが必要となります。

また、痴呆性高齢者、知的障害者など判断能力が充分でない利用者にとっては、福祉サービスを自ら選択し、事業者と契約を締結すること事態が難しい場合があるため、こうした人たちの援助する仕組み（地域福祉権利擁護事業など）の情報提供が必要となります。

展開の方向

さまざまな情報技術などを活用しながら、住民に解りやすい情報の提供を進めます。

また、サービス利用の援助など、弱い立場の利用者を支援する仕組みの推進に努めます。

(1) サービス利用のための情報提供

サービスの適切な選択が可能となるよう、住民に解りやすい情報の提供に努めます。

事業者の情報公開の推進

事業者自らが、積極的に事業内容の情報公開に取り組むよう働きかけます。

情報提供の充実

地域福祉活動を支援する情報提供として、これまでの広報誌、回覧板などの有効活用を図るとともに、身近な社会資源（人材・福祉施設・生活関連施設など）についての福祉マップを作成し、地域福祉に関する必要な知識・情報の提供に努めます。

(2) サービスの利用援助の推進

福祉サービスの利用者を保護するための制度の普及・推進に努めます。

地域福祉権利擁護事業の推進

高齢や病気等で判断能力が不十分となった人たちに対して、意志表示の援助や代弁、日常的金銭管理サービスなどを行うため、社会福祉協議会と連携して、地域福祉権利擁護事業の情報の提供、利用推進に努めます。

サービス内容

福祉サービスの利用援助
 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い

生活支援員が訪問して生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。

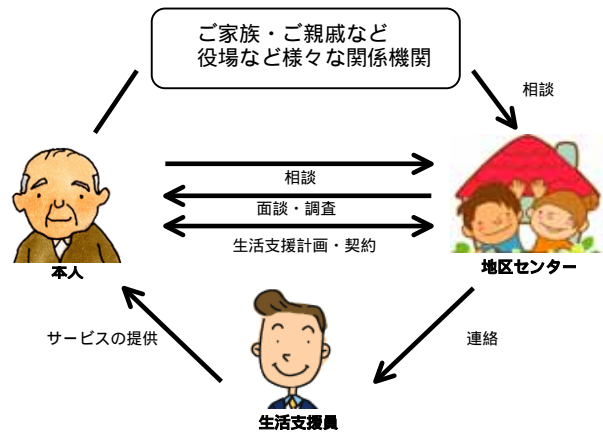
書類等の預かり
 定期預金通帳や年金証書など、なくしては困る大切な書類の預かり

金融機関の貸金庫でお預かりします。

日常的金銭管理サービス
 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常のお金の管理のお手伝い

生活支援員が訪問して、銀行から生活費を払戻すお手伝いや、生活費の使い方をおアドバイスします。

サービスのしくみ



成年後見制度の利用支援

判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権などの権限を与えられた「成年後見人」などが本人を保護する成年後見制度の周知、普及及び利用支援に努めます。

(注) 成年後見制度：痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人たちは、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、このような判断能力の不十分な人たちを保護し支援する制度です。

Ⅲ. 優しい心

地域における社会福祉を 目的とする事業の健全な発達

地域福祉社会を育む事業の健全な発達に向けて、「優しい心」を基本に、次の施策を推進します。

目 標	施 策	展開方向
. 優しい心 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達	1 . 地域活動参加への環境の整備	(1)生活環境の整備
	2 . 福祉活動者の育成	(1)人材の育成と研修の充実

1. 地域活動参加への環境の整備

現状と課題

高齢者・障害者にかかわらず、全ての人々が地域で安心して暮らし、自分の意志で自由に行動し、学習、スポーツ、レクリエーションなどさまざまな社会活動に参加できる環境の整備が求められています。

展開の方向

地域の誰もが、安心して快適に暮らし、自らの意志で自由に行動し、さまざまな社会活動に参加できる町づくりをめざします。

建物や道路の段差をはじめ、より多くの住民が施設などを利用しやすくなるよう公共施設の改修を進めます。

(1) 生活環境の整備

住民、事業者、行政が連携して、誰もが安心して暮らし、自由に行動できるよう生活環境を整備します。

交通の便の確保

地域の方々が、公平平等に公共施設を利用することができ、サービスの利用が受けられるよう移動手段の確保に努めます。

公共施設のバリアフリー化の推進

地域福祉活動及び各種事業を実施するうえで、公共施設の利用はかかせません。

高齢者や障害者だけでなく、すべての人々が利用する公共施設の段差解消、トイレの改修など誰もが安心して使用できるよう、バリアフリー化に努めます。

(注) バリアフリー：障害のある人が社会生活を営んでいく上で障壁となるものを除去することで、道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会をめざすことです。

2. 福祉活動者の育成

現状と課題

支援を必要とする人を地域で支えていくためには、いろいろな福祉サービスがあり、見守り、安否確認など専門的な知識や技術を要しないものや、介護サービスといった高度な知識や技術を必要とするものなど多種多様です。

支援を必要とする人が、適切な場面でサービスを受けることができるように、人材の確保と育成が求められています。

展開の方向

支援を必要とする人を地域で支えていくために、多様なサービスを担う人材を発掘し、福祉活動を行う人材の育成を進めます。

(1) 人材の育成と研修の充実

地域で福祉活動を行う人材の発掘・育成とともに、福祉サービス提供者を含む福祉関連業務従事者の資質向上を図ります。

隠れた人材の発掘

支援を必要とする人々が、地域で生活するさまざまな局面で適切なサービスを受けることができるよう、福祉に熱心な住民の発掘に努め育成を図ります。

民生児童委員への研修

地域と行政機関との橋渡し役としての民生児童委員の役割がますます重要になってきていることから、活動に即した研修の実施を推進します。

介護支援専門員の資質の向上

介護保険制度の円滑な運営の要であるケアマネジメントを担う介護支援専門員（ケアマネジャー）のネットワーク化を構築し、資質向上と研鑽を図り、地域ケアの充実に努めます。

福祉関連業務従事者の資質向上

社会福祉関係職員、保育士、保健師など、住民に最適な福祉サービスを提供できるよう、更なる資質向上に努めます。

第5章

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

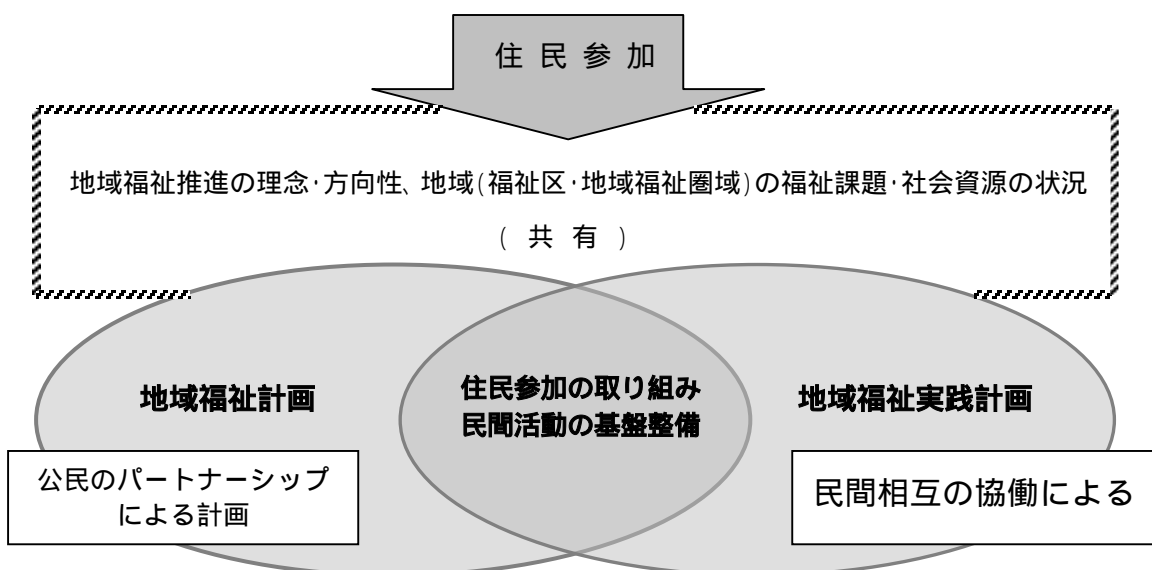
社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法などにおいて、社会福祉を目的とする事業や社会福祉活動への住民参加を推進する事業などを実施し、地域福祉を推進する中心的な団体として、明確に位置づけられています。

また、自らが策定する「地域福祉実践計画」は、地域住民や民間団体の福祉活動への参加、協働を促進し、具体的な活動の理念を共有し、「地域福祉実践計画」における課題解決は本計画の解決につながります。

行政と社会福祉協議会が連携しながら本計画に基づく各事業を推進し、お互いの計画を実効性の高いものにし、地域住民に喜ばれる福祉サービスの提供と福祉活動を地域に浸透させることに努めます。

《地域福祉計画と地域福祉実践計画の関係》



2. 計画の検証

地域における支え合い運動に関する住民の意識や活動実態把握に努め、地域福祉計画推進委員会を設置し、計画の推進と進捗状況についての検証を行います。



町花 / コスモス



町花 / ラベンダー



町木 / さくらんぼ



町鳥 / アカゲラ



資料編



仁木町地域福祉計画策定の流れ

1. 仁木町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(H14.7.18 委嘱)

	氏名	区分	備考
委員長	藤田清司	学識経験者	前仁木町長
副委員長	森常明	福祉・医療等関係者	森内科胃腸科医院院長
委員	久保田辰男	地域福祉住民活動者	然別町内会副会長
委員	寒河江京子	地域福祉住民活動者	ロマンカントリー大江国
委員	瀬川裕人	地域福祉住民活動者	銀山コミュニティ推進協議会福祉部長
委員	高木輝子	地域福祉住民活動者	にき女性の会
委員	津司康雄	地域福祉住民活動者	仁木町町内会連絡協議会会長
委員	中西勇	福祉・医療等関係者	仁木郵便局長
委員	那須昭行	福祉・医療等関係者	櫻ヶ丘学園理事長
委員	野村健	福祉・医療等関係者	仁木町社会福祉協議会会長 (任期 ~H15.8.25)
委員	三上勲	福祉・医療等関係者	大江学園施設長 (任期 H15.9.1~)
委員	宮本幹夫	福祉・医療等関係者	新おたる農業協同組合常務理事
委員	芳岡廣	福祉・医療等関係者	仁木町民生委員児童委員協議会会長
委員	井川清	介護保険被保険者(1号)	仁木町老人クラブ連合会会長
委員	岡田貴葦子	介護保険被保険者(2号)	介護経験者
委員	西岡千恵子	介護保険被保険者(2号)	ホームヘルパー2級取得者
委員	坂東淑子	介護保険被保険者(2号)	介護経験者
委員	東繁信	学識経験者	仁木町国民健康保険運営協議会会長
委員	栗田一	学識経験者	仁木町社会教育委員長

2. 会議日程

	日 程	議 題
平成14年度 第1回策定委員会	H14.7/18	委員長選出・地域福祉計画等の策定について
第6回策定委員会	H15.2/21	老人保健福祉計画策定終了
		地域福祉計画3部会長選出
高齢者福祉部会	H15.4/22・5/29	既存計画の検証と各部会の状況把握・明確化
障害者福祉部会	H15.4/28・5/21	
児童福祉部会	H15.4/28・5/30	
平成15年度 第1回策定委員会	H15.7/1	各部会報告・アンケート調査内容（精査）について
アンケート発送	H15.7/4	対象者：20歳以上500名
アンケート回収	H15.8/18	318名（回収率、63.6%）
福祉コミュニティ 講演会	H15.8/8	21世紀日本の福祉の在り方について
銀山地区座談会	H15.9/26	仁木町の地域福祉に対するニーズについて
然別地区座談会	H15.9/29	
仁木地区座談会	H15.10/3	
大江地区座談会	H15.10/16	
第2回策定委員会	H15.11/28	調査結果を踏まえた今後の取り組みについて
第3回策定委員会	H16.2/20	地域福祉計画（素案）について
第4回策定委員会	H16.3/5	地域福祉計画（案）についての最終検討

3. 仁木町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)による改正後の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく仁木町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定にあたって、住民及び社会福祉関係者等の意見を計画に反映させるため、仁木町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) 障害者計画に関すること。
- (4) 児童育成計画に関すること。
- (5) その他地域福祉の計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉住民活動者
- (2) 福祉・医療等関係者
- (3) 介護保険被保険者
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員は、地域福祉計画の策定をもって解任される。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、保健福祉課内に事務局を置く。

(関係機関との連携)

第8条 地域福祉計画の策定にあたっては、町社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を図る。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則(平成14年6月7日告示第54号)

この要綱は、公布の日から施行する。

福祉コミュニティ講演会

平成15年8月8日(金)仁木町民センターにおいて
「福祉コミュニティ講演会」を開催しました。(149名参加)

講師

京極高宣氏 日本社会事業大学学長

演題

21世紀日本の福祉の在り方～地域福祉計画について



福祉コミュニティ座談会

下記の日程で地区ごとに「福祉コミュニティ座談会」を開催しました。

平成15年9月26日(金)	銀山地区座談会	銀山生活改善センター	(21名)
9月29日(月)	然別地区座談会	然別生活館	(19名)
10月 3日(金)	仁木地区座談会	仁木町民センター	(11名)
10月16日(木)	大江地区座談会	大江生活改善センター	(14名)

各座談会での主な意見

- ・町内会のすべての方々とのつながりが大事であり、声をかけあう事で、思いやり、助け合いの気持ちが生まれ、事故防止あるいは活性化につながるのではないかと。
- ・プライバシー保護の問題はあるが、一人暮らしの方は家の鍵の置き場所、連絡先等を申告し、町内会員一致協力で事故を未然に防ぐことが出来るよう全町的に運動を進めるべきである。
- ・地域介護には限界があるので、日常的に相談出来る人や場所が欲しい。
- ・地域で出来ることは自分達で行う福祉力（地域の支え合う力、見守る力、つながり合う力）を検討し、気運を高めていくべきである。
- ・各種団体、サークルなどに参加していない方への声かけを積極的に行い、集まりやすい「場」の設定が必要である。
- ・現在行っている事業の内容、現在ある団体間のつながりなどを見直し、異世代交流につとめるなど意識改革をしていく必要がある。
- ・一寸した手助けのボランティアからはじめるなど、活動する人を掘り起こし、組織化をすることが大事である。
- ・無償のボランティアだけでなく、有償ボランティアも考慮するべきではないだろうか。

- ・ボランティア活動をしたくても、事故など補償問題に発展することがあると、近所づきあいが気まづくなるので、ボランティア保険などに加入してはどうか。
- ・各施設の概要及び各種制度の情報提供が不足している。
- ・ガイドヘルパー制度、NPO法人などを利用して高齢者・障害者・児童を問わず支援出来る場（グループホームなど）の設立を希望する。
- ・町内にある施設を町民全員が公平平等に利用できる手だて（福祉バスなど）があると良い。
- ・公共施設の階段がきつく不便なので、バリアフリー化をお願いしたい。



銀山地区座談会



然別地区座談会



仁木地区座談会



大江地区座談会

地域福祉計画づくりアンケート調査の概

要

- 1) 調査期間 : 平成15年7月4日～8月18日
- 2) 調査の方法 : 郵送配布、郵送回収
- 3) 回収率 : 63.6%(318名)
 - ・ 年齢別の回収率では、20～29歳の回収率が最も低く35.8%(19名)。60～64歳の回収率が最も高く77.8%(35名)となっています。
 - ・ 回収後の年齢別構成比では、75歳以上が20.4%と最も高く、次いで50～59歳が18.6%となっていて、20～29歳および30～39歳が10%を切り、他の年齢よりも若干低くなっています。

	(名)	配布数 / 構成比		回収数 / 回収率 / 構成比		
20～29歳	男	28	5.6%	11	39.3%	3.5%
	女	25	5.0%	8	32.0%	2.5%
	計	53	10.6%	19	35.8%	6.0%
30～39歳	男	32	6.4%	11	34.4%	3.5%
	女	24	4.8%	17	70.8%	5.3%
	計	56	11.2%	28	50.0%	8.8%
40～49歳	男	32	6.4%	20	62.5%	6.3%
	女	36	7.2%	21	58.3%	6.6%
	計	68	13.6%	41	60.3%	12.9%
50～59歳	男	47	9.4%	25	53.2%	7.9%
	女	54	10.8%	34	63.0%	10.7%
	計	101	20.2%	59	58.4%	18.6%
60～64歳	男	18	3.6%	18	100.0%	5.7%
	女	27	5.4%	17	63.0%	5.3%
	計	45	9.0%	35	77.8%	11.0%
65～69歳	男	20	4.0%	15	75.0%	4.7%
	女	29	5.8%	22	75.9%	6.9%
	計	49	9.8%	37	75.5%	11.6%
70～74歳	男	21	4.2%	14	66.7%	4.4%
	女	23	4.6%	20	87.0%	6.3%
	計	44	8.8%	34	77.3%	10.7%
75歳以上	男	38	7.6%	34	89.5%	10.7%
	女	46	9.2%	31	67.4%	9.7%
	計	84	16.8%	65	77.4%	20.4%
小計	男	236	47.2%	148	62.7%	46.5%
	女	264	52.8%	170	64.4%	53.5%
合計		500	100.0%	318	63.6%	100.0%

家族構成の年代別傾向をまとめます。

- ・20～29歳：「単身 6名」「親と同居 6名」がともに(31.6%)と最も多くなっています。
- ・30～39歳：「就学前の子と同居」が14名(50.0%)と最も多いが、その他「夫婦のみ 3名」「親と同居 3名」「その他 3名」がともに(10.7%)と、多様な家族構成となっています。
- ・40～49歳：「3世代同居」が10名(26.3%)と最も多く、次いで「親と同居 8名(21.1%)」となっています。この年代では、「夫婦のみ世帯 0名(0.0%)」となっています。
- ・50～59歳：「夫婦のみ」が22名(37.9%)と最も多く、次いで「3、4以外の子と同居14名(24.1%)」となっています。
- ・60～64歳：「夫婦のみ」が15名(42.9%)と最も多く、次いで「3、4以外の子と同居13名(37.1%)」となっています。
- ・65～69歳：「夫婦のみ」が17名(45.9%)と最も多く、次いで「3、4以外の子と同居7名(18.9%)」となっています。
- ・70～74歳：「夫婦のみ」が19名(55.9%)と最も多く、次いで「単身 5名(14.7%)」となっています。
- ・75歳以上：「夫婦のみ」が28名(43.8%)と最も多く、次いで「3、4以外の子と同居14名(21.9%)」となっています。

以上の結果から、30代・40代は子どもとの同居が多く、50歳以上から「夫婦のみ」の世帯が多くなり、65歳以上から子どもとの同居が減り「単身」世帯の割合が増えていく傾向がうかがわれます。

問6 居住年数

- ・「21年以上」が最も多く226名(72.0%)、次いで「11～20年」が36名(11.5%)となっています。
- 20～29歳では「1年未満 4名」「11～20年 4名」「21年以上 4名」がそれぞれ(22.2%)とばらつきますが、30歳以上では「21年以上」が最も多くなっています。

問7 近所づきあい

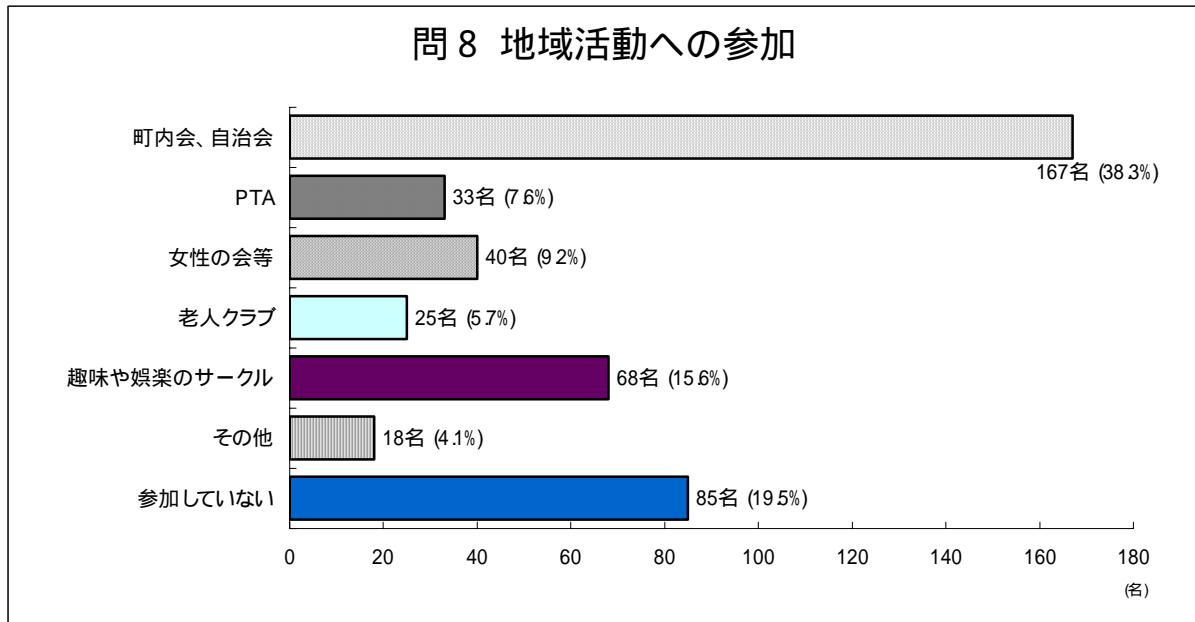
- ・「親しくつきあっている」が最も多く180名(57.5%)、次いで「あいさつする程度86名(27.5%)」となっています。

20～29歳では「非常に親しくつきあっている3名」および「親しくつきあっている3名」を合計しても6名(33.4%)と低く、この世代のみ「ほとんどしない3名(16.7%)」の回答があります。

30～39歳では「非常に親しくつきあっている6名」および「親しくつきあっている12名」を合計すると18名(66.6%)となり、40歳以上は全て60%を超えます。

課題)20～29歳の若い世代が地域コミュニティに関心を持ち、参加できる環境づくりや方法の検討が必要です。

問 8 地域活動への参加



・「町内会、自治会」が167名(38.3%)と最も多く、次いで「参加していない85名(19.5%)」となっています。

20～29歳では「参加していない10名(55.6%)」が最も多くなっていますが、30歳以上では「町内会、自治会」が最も多くなっています。

20～29歳の近所づきあいを「ほとんどしない」との回答者全員(3名)地域活動に参加していないと回答しています。

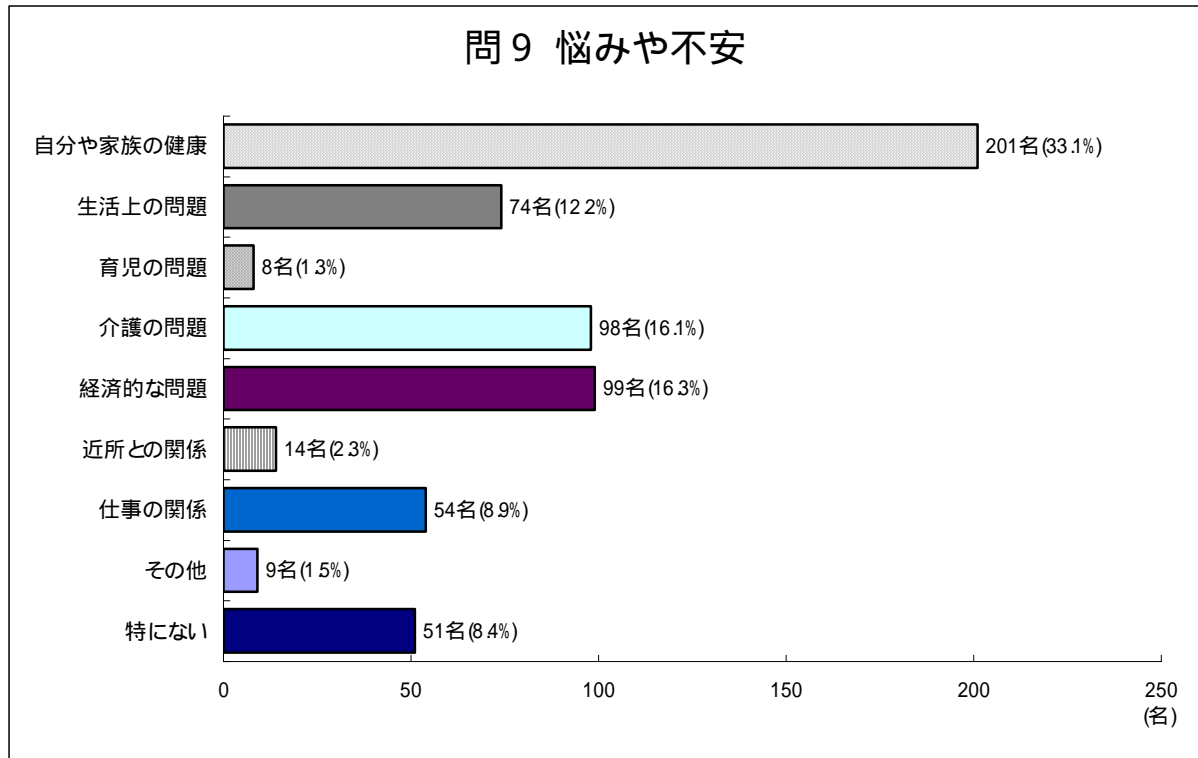
「問7近所づきあい」と「問8地域活動への参加」クロス集計

・クロス集計結果より、近所づきあいを「ほとんどしない」との回答者は全員地域活動へは参加していません。地域活動に参加していないとの回答者比率は、つき合いが浅くなるほど高くなっています。

	町内会、自治会		PTA		女性の会等		老人クラブ		趣味や娯楽のサークル		その他		参加していない		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
01.非常に親しくつきあっている	30	46.2%	5	7.7%	9	13.8%	3	4.6%	9	13.8%	3	4.6%	6	9.2%	65	100%
02.親しくつきあっている	103	39.0%	22	8.3%	28	10.6%	19	7.2%	42	15.9%	12	4.5%	38	14.4%	264	100%
03.あいさつをする程度	33	32.7%	5	5.0%	3	3.0%	3	3.0%	16	15.8%	3	3.0%	38	37.6%	101	100%
04.つきあいは、ほとんどしない		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	3	100%	3	100%
99.無回答	1	33.3%	1	33.3%		0.0%		0.0%	1	33.3%		0.0%	0	0.0%	3	100%
合計	167	38.3%	33	7.6%	40	9.2%	25	5.7%	68	15.6%	18	4.1%	85	19.5%	436	100%

課題) 地域活動は近所づきあいをしているほうが参加しやすいと思われるため、町内会等における「声かけ」等により、つながりを持つことが望まれます。

問9 悩みや不安



・「自分や家族の健康」が201名(33.1%)と最も多く、次いで「経済的な問題 99名(16.3%)」となっています。

年代別では、「育児の問題」を持っているのは20～49歳までとなっています。「介護の問題」は年代が上がるごとに割合が高くなっていきます。

課題) 年代ごとにそれぞれ特徴的な悩みや不安があるため、その年代に合わせた的確な相談体制の構築に向けた検討が望まれます。

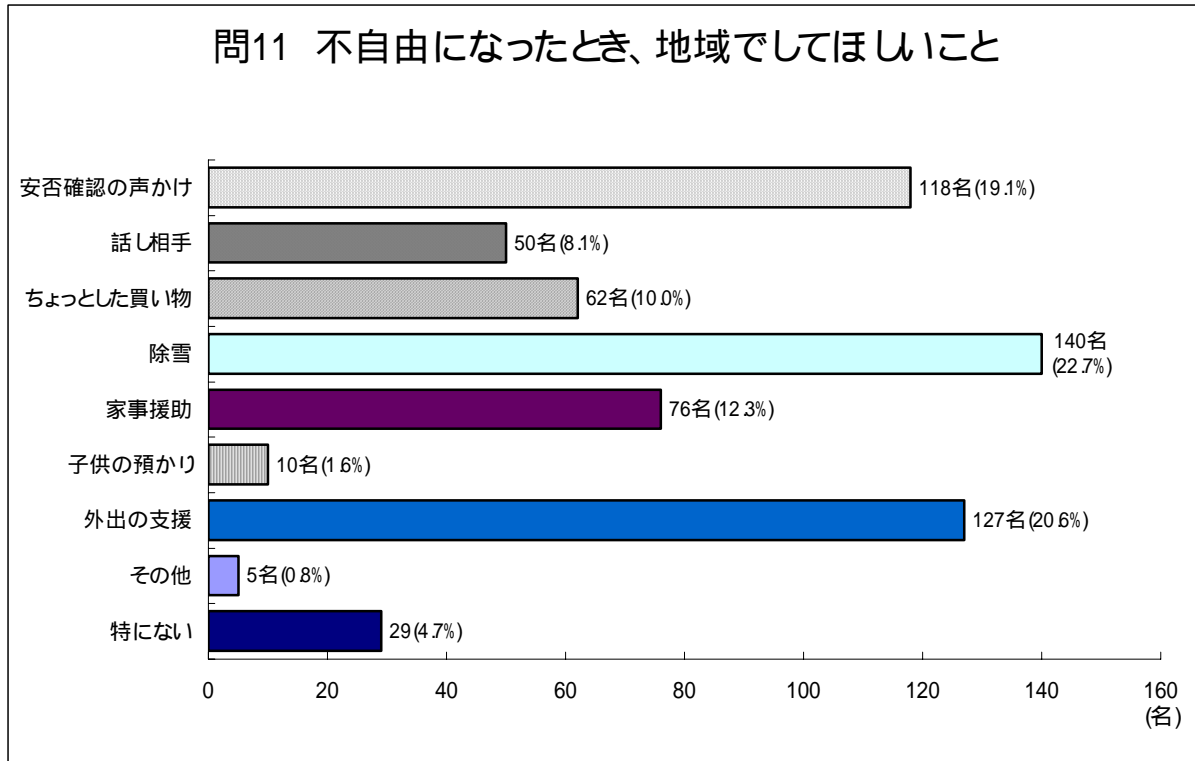
問10 悩みや不安の相談相手

・「家族」が183名(37.0%)と最も多く、次いで「知人・友人88名(17.8%)」となっています。

「家族」が最も多く、次いで「知人・友人」の割合なのは20～59歳までで、60～64歳では2番目が「親戚」、65歳を過ぎると2番目が「病院や薬局」となり、75歳以上でふたたび2番目に「親戚」となります。

課題) 「家族・親戚・友人・知人」がほとんどであり、それ以外には「病院や薬局」とよく通う施設での相談、その他「福祉施設や在宅介護支援センター」となっていて、「民生委員・児童委員」は3名(0.6%)と最も低くなっているため、民生・児童委員と地域の方々とのつながりを作ることが望まれます。

問 1 1 不自由になったとき、地域でしてほしいこと

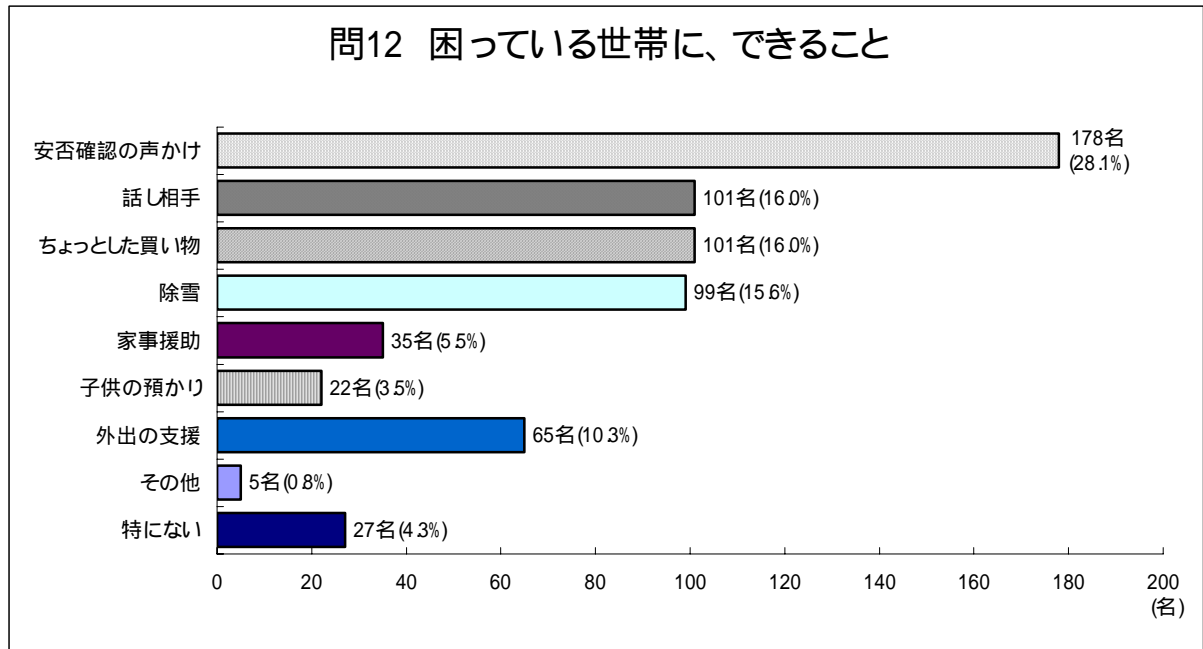


・「除雪」が140名(22.7%)と最も多く、次いで「外出の支援 127名(20.6%)」となっています。

ほとんどの年代で「除雪」が最も多い回答となっていますが、2番目に多い回答では30～39歳が「子どもの預かり」、40～59歳までが「外出の支援」、60歳以降は「安否確認の声かけ」となっていて、75歳以上では「安否確認の声かけ」が最も多い回答となります。

課題) その年代に合わせた的確な対応の図れる体制づくりに向けた検討が望まれます。

問 1 2 困っている世帯にできること



・「安否確認の声かけ」が178(28.1%)と最も多く、次いで「話し相手」「ちょっとした買い物」がそれぞれ101名(16.0%)となっています。

どの年代もほとんど「安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「ちょっとした買い物」となっていますが、70歳以上になると2番目が「話し相手」となっています。

課題)「問 13 ボランティアへの参加」をしていなく、その理由を「仕事や家事で忙しい」と回答している方たちでも、困っている世帯にできることで「安否確認の声かけ」と回答されている方が多く、ちょっとした福祉活動や地域活動なら参加できる方が多いと考えられることから、負担の少ない福祉活動や地域活動をする方たちを増やしていき、そこから活動の輪を広げることができないか、活動内容・仕組みを含めて検討することが望まれます。

問 13 ボランティアへの参加

・「参加していない」が219名(70.9%)と最も多く、次いで「環境関係 37名(12.0%)」となっています。

問 14 ボランティアに参加していない理由

・「仕事や家事で忙しい」が109名(46.6%)と最も多く、次いで「きっかけがない39名(16.7%)」となっています。

「きっかけがない 39名(16.7%)」「問い合わせ先がわからない 10名(4.3%)」を合計すると49名(21%)であり、「興味がない」は13名(5.6%)と少ないことから、参加するきっかけや情報の提供により、ボランティアへの参加が促進されると考えられます。

問15 参加したい分野

・「環境関係」が71名(33.6%)と最も多く、次いで「参加しない」57名(27.0%)、3番目に「高齢者関係」41名(19.4%)となっています。

「環境関係(自然愛護や美化運動、リサイクル運動)」が最も多い回答であることから、地域(近所)の清掃、花作り、ゴミ拾いなど、身近な活動から参加してもらうことが、活動への参加のきっかけになると考えられます。

課題)「参加しない」との回答者がもっとも少ないのは30~39歳の世代であり、ボランティアへの興味・関心が高齢世代と比べ高い世代と見られます。その世代を取り込みながら、活動を始められるきっかけや方法を検討することが望まれます。

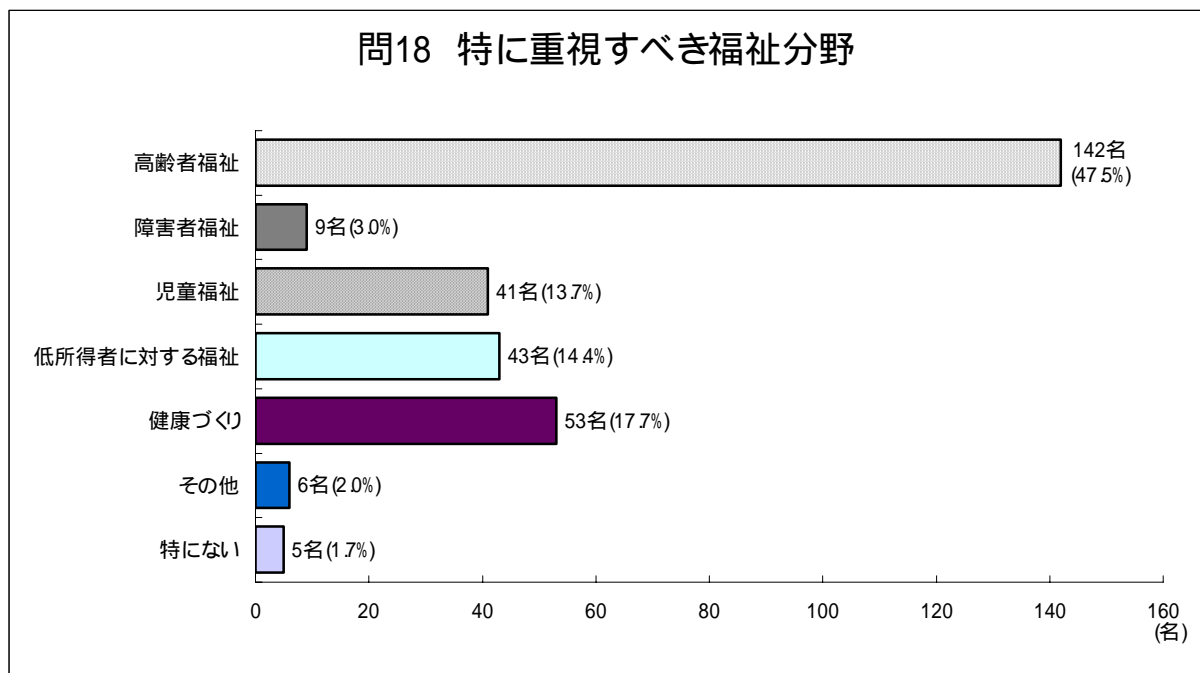
問16 地域の人たちが協力すべき問題

・「高齢者への支援」が245名(41.1%)と最も多く、次いで「障害者への支援」113名(19.0%)、3番目に「健康づくりへの支援」93名(15.6%)となっています。

問17 行政と地域住民の関係について

・「行政と住民が協力しあう」が167名(54.8%)と最も多く、次いで「家庭や地域でできない場合に行政」84名(27.5%)となっています。

問18 特に重視すべき福祉分野



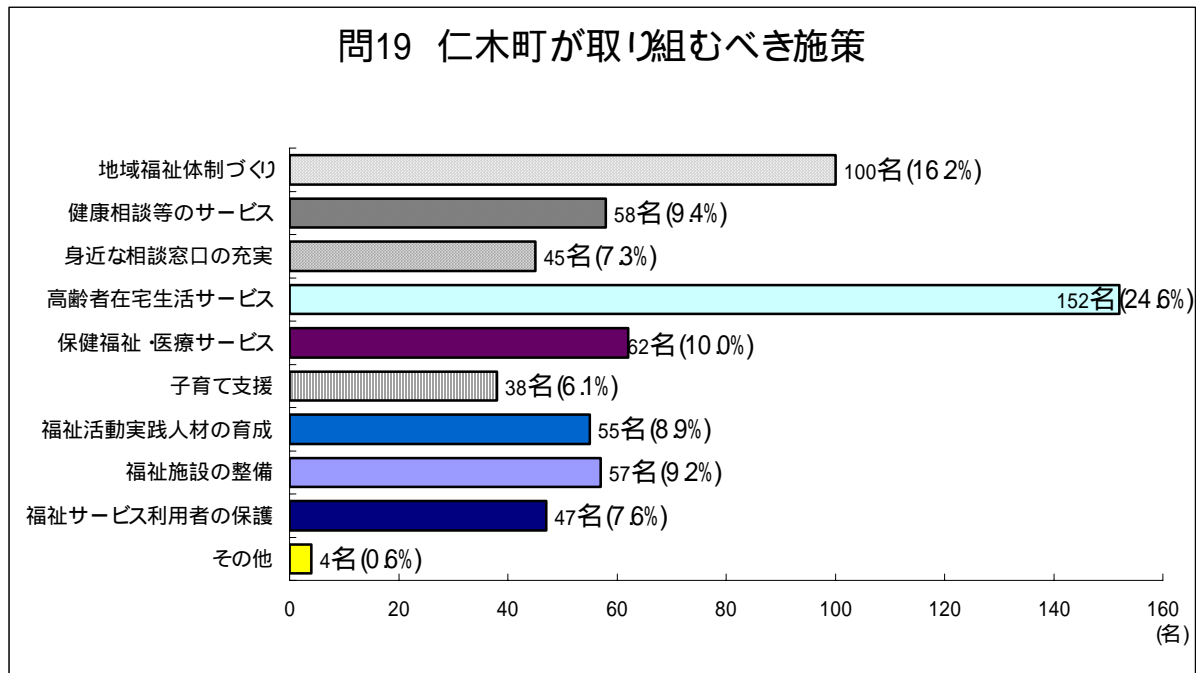
・「高齢者福祉」が142名(47.5%)と最も多く、次いで「健康づくり」53名(17.7%)となっています。

20~39歳までは「児童福祉」への要望も多いが、40歳以上では「低所得者に対する福祉」や「健康づくり」への要望が多くなっています。

年代ごとに興味のある福祉課題が多少違うことがうかがわれます。

課題)それぞれの年代ごとに福祉課題があり、福祉課題を解決するために何が必要なのはその問題に直面している世代(人たち)が最もよくわかっていることから、それぞれの福祉課題への活動は、その課題を持っている世代が中心的役割を担いつつ、他の世代が補完するということができるか、検討することが望まれます。

問19 仁木町が取り組むべき施策



・「高齢者在宅生活サービス」が152名(24.6%)と最も多く、次いで「地域福祉体制づくり」100名(16.2%)となっています。

30～39歳では「子育て支援」、60～64歳では「地域福祉体制づくり」が最も多くなっています。

問20 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度について

・「名称も内容も知らない」が115名(39.1%)と最も多く、次いで「名称は知っているが内容はよく知らない」88名(29.9%)となっています。

問21 保健福祉情報を知る方法

・「町の広報誌」が250名(39.4%)と最も多く、次いで「町内会の回覧板」227名(35.8%)となっています。

20～39歳までは「ホームページ」が12～15%ありますが、40歳以上では10%に満たなくなり、60歳以上では2%に満たなくなります。

課題)すべての年代が利用する媒体「町の広報誌」「町内会の回覧板」での情報提供を充実させながら、それぞれの年代の特徴を捉えた効果的な情報提供を行うための検討が望まれます。

3. アンケート調査結果(まとめ)

アンケート調査結果から、仁木町における福祉コミュニティの形成、および、地域福祉の推進に向けた課題をまとめました。

1) 地域福祉を住民主体の取り組みとして行っていくための

「意識の醸成」「人材の育成」「仕組みづくり」

- ・問7・問8などの結果から、近所づきあいと地域活動への参加状況は連動しており、近所づきあいを親しくしている人の方が地域活動に参加しているという傾向がうかがえます。
- ・その傾向を踏まえ、日頃のつき合いや身近なつながりを大切にし、充実させていくことから地域に対する愛着を育み、地域に関わる気持ちを育むことが地域福祉に積極的に参加する人材を育てることだと考えられます。(意識を育む、人材を育成する)
- ・そのためには、近所づきあい程度から町内会活動へ、さらには地域活動へと徐々に活動の幅を広げ、地域福祉を地域住民により推進していく仕組みづくりが必要です。
 - 日常のあいさつ: 近所、町民同士、仁木町で出逢った人すべて
 - 近所づきあい: 挨拶、声かけ 緊急時の対応へ
(親しくなることによりご近所の高齢者に対して思いやりのある温かい気持ちが育まれる)
 - 地域コミュニティ活動: 清掃や花作り、安否確認等
 - 地域福祉活動: ボランティアなど少し負担のある活動(買い物・外出支援、子供の預かり等)

2) 世代間の交流や地域とのつながりのきっかけとなる「場」や「機会」づくり

- ・問9・問11～16などの結果から、世代により抱える課題や興味、関われる時間やできることが違うことがわかります。そのため、
- ・世代ごとに興味・関心・必要性を感じていることからはじめられる「場」や「機会」を設けることが必要です。
- ・さらに、同世代との交流がきっかけとなり、世代間交流へも発展していける「場」や「機会」を設けることが必要です。
 - 既存の施設、組織を活用した「場」や「機会」づくり
 - * 高齢世代には、老人クラブ組織や「いきいき88」などの公共施設を活用できないか検討
 - * 働き盛りの世代には、町内会、女性の会組織を活用できないか検討
 - * 若い世代には、青年部組織を活用できないか検討
 - * ボランティア活動で参加したい分野では、清掃・花造り・美化など身近なものが多く、また、参加への興味・関心が高いのは30～39歳の世代であり、きっかけとなること、活動のキーとなる人材の発掘や育成が大切です

3) 福祉(育児・介護・障害・健康など全て)に関わる相談体制の充実

- ・問9・問10などの結果から、健康・育児・介護などの悩みや不安を持つ方が9割とほとんどの方が何らかの悩みや不安を抱えていることがわかります。
- ・悩みや不安の相談相手として、血縁・友人・知人以外では、よく使う病院や施設という傾向があることから、それぞれの施設(役場・病院・福祉施設等)で相談を受けやすい体制づくりを強化することが望まれます。
- ・さらに、民生・児童委員や町内会などと地域のつながりを強化することが望まれます。

4) 地域福祉情報提供の充実

- ・自由記入欄では、福祉サービスの内容や相談先などの福祉情報を得られにくいとの声があります。
- ・問13～14では、ボランティアに参加していない理由として「問い合わせ先がわからない」という回答があります。
- ・町民が、もっと福祉情報を知りたいと望んでいることや、住民主体の地域福祉体制を構築する上でも、情報の提供は大切であると考えられることから、町民すべてがわかりやすい情報提供を行っていくことが必要です。
- ・そのため、すべての年代が利用する媒体「広報誌」「回覧板」等による解りやすく身近な情報提供を充実させるとともに、それぞれの年代の特徴・生活スタイルにあった効果的な情報提供を行うための仕組みづくりの検討が必要です。
- 解りやすく、慣れ親しんだシステムの活用:紙媒体、音声放送、電話、ファックスなど
- ITなど先進的な技術の活用:インターネット、電子メール、携帯電話など

■仁木町の位置



仁木町地域福祉計画

平成16年3月発行

編集・発行

仁木町役場保健福祉課

〒048-2492 北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1

電話(0135)32-2514

URL <http://www.town.niki.hokkaido.jp>

e-mail fukusi02-niki@town.niki.hokkaido.jp